

# 金融商品の勧誘方針

J Aはが野

当組合は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さんに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さんの資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さんに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆さんの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧説は、組合員・利用者の皆さんのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さんに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧説に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。